

第1部 総説

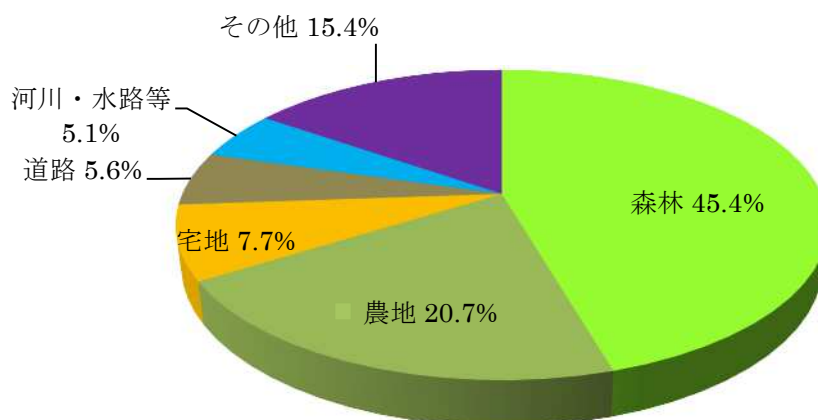
第1章 佐賀県の概要

佐賀県は、九州の北西部に位置し、土地面積は2,440.67 km²（令和3年10月1日現在、国土地理院調べ）となっており、筑後川や脊振山地を境として福岡県と接し、国見山系や多良山系などを境として長崎県と接しています。また、北に玄界灘、南に有明海と2つの海に面しています。東京までの直線距離は約900 km、大阪までは約500 kmであるのに対し、朝鮮半島までは約200 km足らずと近接しており、大陸文化の窓口として歴史的、文化的に重要な役割を果たしてきました。

土地利用の構成比は、森林45.4%、農地20.7%、宅地7.7%、道路5.6%、河川・水路等5.1%、公共施設用地・耕作放棄地・レクリエーション施設用地等を含む「その他」が15.4%となっています。

図1-1-1 人口、土地利用状況（令和3年10月1日調査）

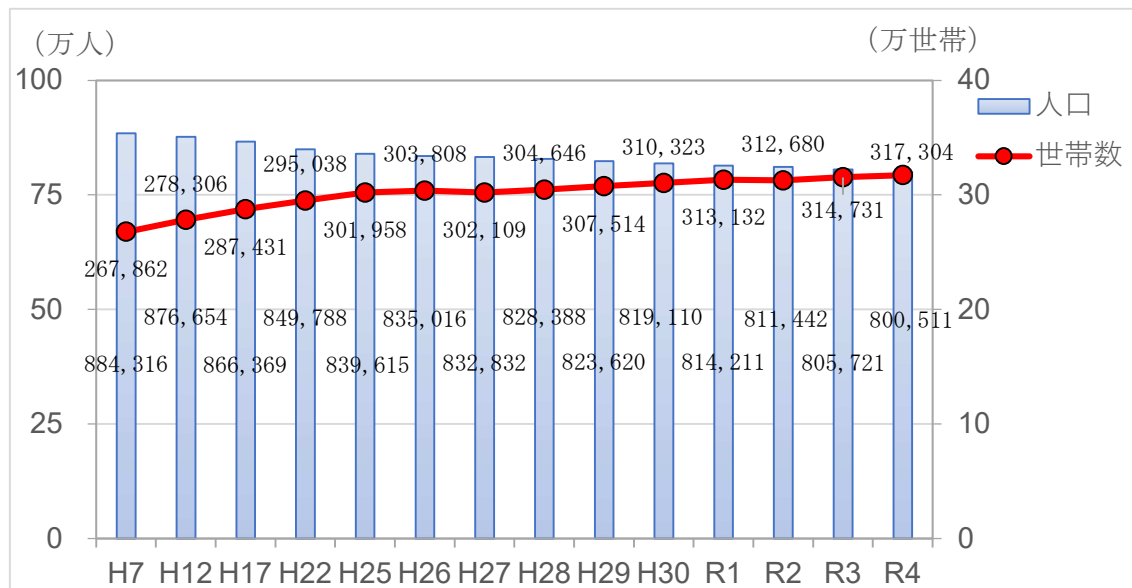
資料：土地利活用課



令和4年10月1日現在の人口は、800,511人（佐賀県人口移動調査）であり、人口密度は328.0人/km²となっています。また、2030年の予測人口は、751,906人（令和5年12月国立社会保障・人口問題研究所推計）となっています。本県では、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、高齢化は全国より早く、少子化はやや緩やかに進展しています。また、近年、一貫して転出超過であり、令和3年10月から令和4年9月における社会減による人口減少は約50人となっています。人口移動の状況を性別・年齢階級別に見た場合、15～19歳における転出超過が最も多く、男性、女性ともに18歳の県外転出が他の年齢と比較して顕著になっています。

図 1-1-2 人口、世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）

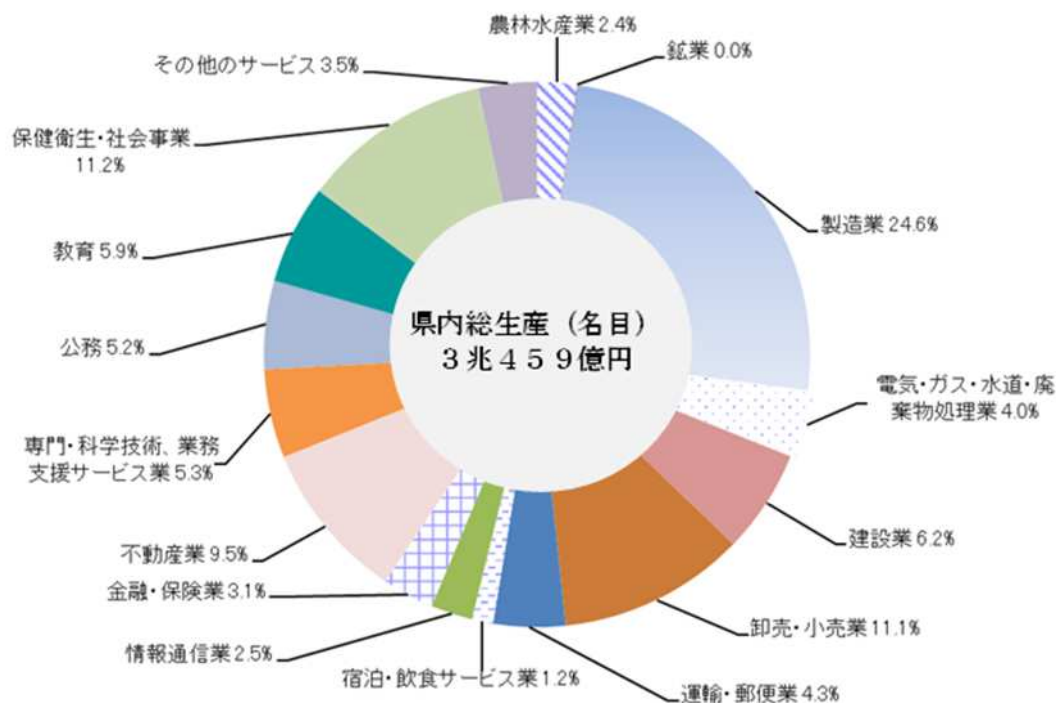
資料：統計分析課



令和 2 年度の県内総生産（名目）（3 兆 459 億円）の業種別内訳は、第 3 次産業が 66.6%、第 2 次産業が 30.8%、第 1 次産業が 2.4%となっています。第 1 次産業、第 2 次産業は、全国における構成比と比べ高い状況です。

図 1-1-3 県内総生産の構成比（令和 2 年度）

資料：統計分析課



※各産業の構成比の中には輸入品に課される税等を含んでいないため、合計は 100%にはならない。

第2章 環境政策の指針

環境基本法

環境基本法は、平成5年に制定された環境の保全についての基本理念を定め、環境の保全に関する基本的な施策の方向性を定めた法律です。

国は、環境の保全に関する施策に関し、まず施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を示すものとしていますが、地方公共団体も国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を実施するものとしています。

【基本理念】

- 現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承
- 全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 国際的協調による積極的な地球環境保全の推進

佐賀県環境基本条例

佐賀県環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念、県・市町・事業者及び県民の責務、環境保全に関する施策の基本事項を定めることにより、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的として規定されており、その基本理念は次の3項目となっています。

- 環境の恵沢の享受と継承
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築
- 地球環境保全の推進

☆ 参考資料編1 佐賀県環境基本条例

第4期佐賀県環境基本計画

佐賀県環境基本条例第11条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、また県民、事業者及び行政の各主体による環境保全活動の指針として、平成12年に「佐賀県環境基本計画」を策定し、各種施策を推進してきました。その後、平成17年3月に第1期計画の改定を行い、平成23年10月に第2期計画を策定しました。平成28年3月には引き続き取り組んでいくべき課題や、PM_{2.5}（微小粒子状物質）への対応や地球温暖化への適応策など新たな課題に適切に対応するため、第3期計画を策定しました。第3期計画の対象期間が概ね5年間であることから、引き続き、環境保全の基本となる取組を着実に推進するとともに、社会情勢や環境を巡る状況の変化等に対応し、佐賀の豊かな環境を次の世代に繋

げて行くため、新たに第4期計画を策定しました。

計画は、令和3年度から概ね6年間を計画期間とし、「森川海へとつながる佐賀の豊かな環境を未来へ」をキャッチフレーズとしました。これまでは個別に策定されていた「地球温暖化対策計画」「環境教育等基本方針及び行動計画」などの計画を統合し、さらに取組を推進していくこととしています。

図 1-2-1 佐賀県環境基本計画の位置づけ

資料：有明海再生・環境課

